

第3号様式

第6回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議録

(令和8年8月31日作成)

1 開催日時

令和8年7月24日(金) 10:00

2 開催場所

市役所本庁舎 9階 第一会議室

3 出席者

(1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、山田晴子委員、原亮司委員、池田則子委員、奥山裕美委員、上田恵美子委員、篠原みちよ委員、小高亮太委員、本山友行委員、白鳥敦子委員、和田亜希子委員、犬石志保子委員、稲見節男委員、佐藤裕美委員、三浦みどり委員、渡邊章委員、谷和俊委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐1名、障害福祉課係長5名、障害福祉課職員4名、療育支援課長、療育支援課長補佐、療育支援課係長1名、療育支援課職員1名、保健総務課長、保健総務課係長1名、保健総務課職員1名

(3) その他

なし

4 欠席者

小松直勝委員、瀧山浩史委員、鈴木章浩委員、千日清委員、小松尚也委員、塚越明委員、森哲也委員、山下幸子委員

5 議題及び公開・非公開の別

議題

- (1) 第5次船橋市障害者施策に関する計画(素案)について
- (2) 今後の計画策定委員会について

公開・非公開の別
全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
0名

7 決定事項
議題に沿って、それぞれ事務局から報告があり、質疑を行った。

8 決定事項
別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項
資料 第5次船橋市障害者施策に関する計画 素案
参考資料 第5回計画策定委員会のご意見に対するご回答

10 問い合わせ先
障害福祉課計画係（047-436-2307）

第 6 回第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会 議事録

■開会

○事務局（障害福祉課長補佐） それでは定刻となりましたので、ただいまから『第 6 回第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会』を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

まず初めに、配布資料について確認いたします。資料については、事前にご連絡しておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので、挙手にてお知らせください。

それでは、資料について確認いたします。次第。席次表。「第 5 次船橋市障害者施策に関する計画（素案）」。参考資料「第 5 回計画策定委員会の意見に対する回答」。以上となります。不足がある方がいらっしゃいましたら、挙手にてお知らせください。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。本日の出席委員でございますが、26 名中 15 名の出席をいただいておりますので、第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

次に傍聴でございますが、第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議公開取扱基準第 3 条の規定により、傍聴者の定員は 5 名となっております。なお、本日の傍聴希望者はございません。

それでは、ご発言に係る留意事項をお知らせいたします。ご発言の際には、挙手にてお知らせをお願いいたします。発言の際はマイクのトークボタンを押していただき、スイッチを入れていただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、ボタンを押していただき、スイッチをお切りください。また、ご発言に当り、お名前を最初にお話しいただくことに加え、手話通訳者がおりますので、円滑な情報保障に向け、少しだけゆっくり、はっきりとお話しいただきますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

これより議事の進行を、渡邊委員長をお願いしたいと思います。渡邊委員長、よろしくお願いいたします。

○渡邊委員長

はい。おはようございます。

それでは、本日の議事事項に入りたいと思います。

■ (1) 第5次船橋市障害者施策に関する計画について

まず、議事の(1)「第5次船橋市障害者施策に関する計画(素案)」についてでございます。それでは事務局から、説明をお願いいたします。

○事務局(計画係長) はい、ありがとうございます。障害福祉課計画係長の鈴木でございます。本日も皆様お忙しい中、どうもありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番「第5次船橋市障害者施策に関する計画(素案)」についてご説明いたします。

本計画につきましては、これまでの計画策定委員会において、各章の項目ごとに内容をご確認いただき、ご意見を頂戴しながら整理を進めてまいりました。もちろん、まだ案の段階でございますが、おかげ様で1つの冊子の形として皆様にお配りできましたことを、大変うれしく思っております。どうもありがとうございます。

本日は、これまでご確認いただいた内容を前提に、素案全体としてのご確認と、今回事務局で整理した主な修正点につきまして、ご確認いただくものでございます。主な修正点は、3点でございます。

まず1点目は、全体のレイアウト調整でございます。本計画は、冊子として作成する際に音声コードを付記する予定でございます。また、製本に必要な余白の確保など、冊子としての見やすさ読みやすさを踏まえ、項目の配置や見出しの表示方法について微調整を行っております。これらは冊子化に向けた体裁上の調整であって、本文の内容を変更するものではありません。

はい。続きまして2点目でございますが、総論の2番「障害者を取り巻く現状」の項目に掲載しているグラフの数値の確定でございます。令和7年度の実績値につきましては、近年の傾向から大きく乖離するものではなく、計画の基本的な方向性や施策体系に影響を及ぼす内容ではないことを確認しております。そのため、今回の修正は実績値の反映にとどめまして、施策の構成や取り組みの方向性については、これまでご確認いただいた内容を維持しております。

はい。3点目は、項目の修正及び文言の調整でございます。項目の修正につきましては、各項目を所管する部署から、令和8年度までに事業の終了ですとか変更することが決定したものなどにつきまして、事務局で連絡を受けまして、計画への掲載内容を整理したものでございます。また、文言の調整につきましては、計画全体の記載のバランスを図るとともに、ほかの記載と比べてやや冗長な文章ですとか、趣旨が読み取りにくい文章につきまして、所管部署と調整の上、表現を整えたものでございます。いずれも、これまでご確認いただいた施策の方向性について変更するものではありません。記載内容の整理及び明確化を目的

とした修正となっております。以上、3点でございます。

本素案は、これまでの計画策定委員会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、現時点における市の方向性との整合を図りながら、事務局として整理しまして取りまとめたものとなっております。障害者施策につきましては、障害の種別や1人1人の状況に応じて、継続的に課題を把握して、必要な取り組みを検討していくことが重要であると認識をしております。そのため、委員の皆様の専門的なご知見につきましては、計画策定後の施策推進や進行管理の中でも、引き続き参考とさせていただきたいと考えております。

本日は、これまでご確認いただいた内容を前提として、主に今回ご説明した3点の修正、すなわち、レイアウトの調整、実績値の反映、項目及び文言の整理につきまして、素案全体との整合に支障がないかという観点から、ご確認をいただければと存じます。

議事の1番、「第5次船橋市障害者施策に関する計画（素案）」についての説明は、以上でございます。

○渡邊委員長

はい。ご説明、どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたように、本日の議事は計画全体を改めて再審議するものではなく、これまでも委員会で確認してきた内容を踏まえた素案について、今回の整理内容に不整合、大きな支障がないかをご確認いただく趣旨のものでございます。その点を踏まえ、ご意見等ありましたらお願いいたします。どうぞ。

○池田委員

ロンの家福祉会の池田と申します。

今、事務局からお話しがありましたレイアウト調整について、1つご確認させていただきたいのですが――。「読みやすさ」という表現がございましたが、前の次年度の計画と――今回、冊子にここまで仕上げていただくのは大変だったと思うんですが――この冊子とを見比べたときに、1ページで現状と方向性が解決して読めるレイアウトに以前はなっていたんですが、今回の場合、開かないと、両方を見ないと、見比べないと、この現状と方向性を見ることができないんです。

今回、この策定委員に参加させていただくにあたり、今までの読み返しとかをいろいろしていたのですが、実際に私個人の意見としては、けっして読みやすいというふうにちょっと判断できなかったのも、この形になるのかどうか…。もし、まだ議論の余地があるのであれば、検討いただけたほうがありがたいなという

ふうに思っています。

あともう1点は、今までやってきた中で、反映していただけた文言。すごく丁寧に検討して、反映していただきましたことに対して、感謝申し上げたいと思っています。

○渡邊委員長

はい、どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。レイアウトについて、ございますでしょうか。

○事務局（計画係長）

事務局でございます。ご意見、大変どうもありがとうございます。

本当に今、池田さんのおっしゃっていただいたように、最初の、まさにそのレイアウトの関係って、どうやったら見やすいかというのは、私どもも非常に頭を悩ませたところでございました。やはり、1ページでまとまる見やすさというのもあったのですけれども、目の滑らせやすさとか、走らせやすさみたいなところも、ちょっと今回は意識をされていて…。パッと見たときに、何と言うか、項目ごとに横に目を滑らせて、ちょっと見やすいかなというところの観点から、今回つくらせていただいたものではございます。

もちろん、おっしゃっていただいた内容というのは、今後また――。計画策定って、これで終わりではなくて、先の話にはなってしまいますが、何年後かというときにも、こういったご意見とかも貴重なものとして頂けておりますので、ぜひ、それはまた参考にさせていただいて…。ちょっと今回のものについては、事務局としては、こちらのほうで進めさせていただければというような気持ちでございます。

あと、文言についてご配慮というか、ありがとうございます。本当に皆様からいただいたご意見を、なかなかすべて反映することは、前回の委員会でも申し上げたとおり難しい部分ではあるんですが、なるべく皆様が読みやすいというところを観点に――。あとはバランスですね。その言い方の整合性がとれるというところを重視して、直せるようなところはこうやって直させていただける部分もありましたので、その点は本当に皆様からいただいたご意見のおかげだと思っています。どうもありがとうございます。以上でございます。

○池田委員

ありがとうございます。

○渡邊委員長

はい。どうぞ。

○三浦委員

三浦です。船橋市聴覚障害者協会の三浦です。ありがとうございます。

2点あるんですけれども。内容でちょっと恐縮ですけれども、各論の7番、「防災、防犯等の推進」の項目のところですよ。139ページになりますが、6番の「災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて」というところです。これまで見落としていまして、申し訳ないんですけれども、右側です。ここの右側140ページの「取組内容」のところですよ。昨年9月に導入されました。救急車内と手話通訳者をタブレットでつなぐ「遠隔手話通訳システム」というものが導入されていますけれども、これについて記載したほうがよいのではないのでしょうかと考えました。これは千葉県内初のシステムでありますので、船橋市のよい面になりますよね。誇らしい、素晴らしいところですので、ぜひこちらに記載していただければと思いました。それが1点目です。

2点目についてですけれども。項目で言うと、各論の6。ページで言うと、129ページですね。6番、「安全・安心な生活環境の整備」のところですよ。(2)「公共的施設等のバリアフリー化の推進」というところです。ここの、また2番になりますけれども、市が建設する施設の——公民館ですとか、いろいろな施設がございますけれども——バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進というところですね。ここのまた右側、130ページになりますけれども、「取組内容」のところですよ。何度も繰り返しになり、申しわけございませんけれども、前回出しました意見について、本計画自体には反映していただけなかったようなんですけれども…。

ほかの委員の方々からも同じような意見が出ていますので、今後、市の施設の新設または改修の際には、当事者団体の意見を聞く機会を設けてくださるといふ、そのような理解でよろしいですよ。お答えを、よろしくお願いします。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか、これについて。

○事務局（計画係長）

はい、事務局でございます。どうもありがとうございます。

まず、おっしゃっていただいた1つ目の140ページのやつですね。140ページの災害時の情報提供、緊急時の通報システムについての取組内容の、タブレット

のお話しですよ。はい、ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたとおり、あのあと事務局側も、こういった情報はちょっとつかんだというか、調べたところは、偶然にもと言うか、ございました。それで担当の部署、消防さんのほうとかそういった部署に、一応お聞きをしてみたところはあったのですね。

載せられる——そうなんです、温度感がどうかみたいなところはあったんですが、やっぱり今回の項目の内容と照らし合わせて、載せられるかどうかという協議というか、向こうも確認はしてくださったのですが…。なかなか、そこを取り出して載せるところまではちょっと難しいかなというようなお話しを——ごめんなさい、事務局がちょっと受けておりまして。ただ、そのお話しは伝えさせてはいただいておりますので、はい、その点をご安心いただきたいと思います。

もう1個が、130ページですかね。バリアフリー化とかユニバーサルデザインの推進という取組内容で、「今後も市の施設の新設または回収の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます」というところで、団体様のご意見とかも聞いていただけるかみたいなお話しだったと思うんですけども…。これは、そうですね、また大変恐縮です。私が前回申し上げたのと、ちょっと重複してしまう部分があるかと思うんですが。まさにこの皆様、いろいろな知見のある委員の皆様からいただいた意見というのは、さっき防災部署に伝えたように適宜共有をさせていただいております。

そういう上で、「委員さんからこういうご意見があったので、共有させてください」ということで、計画には記載できないものの、こういった議論は議事録にも残りますし、こういったお話しはもちろんむだにはなっていないというか、その関係部署に共有できているということでは、非常に意義のあるお話しですので——。改めてその辺は共有させていただきますので、その点もご安心いただければと思います。はい、以上でございます。

○三浦委員

ありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。先ほどの最初の点は、船橋市の進んだ取り組みのようですね。いろんなところで——この中には盛り込まないとしても、いろんなところでアピールしていただくと、船橋のよさを広く知っていただくという面で、とても重要だと思います。それから後者のことにつきましても、今お話いただいたように、いろんな関係部局と状況共有をしている。そういうことが大事だという

ことは、かなりこの会議からの発信として伝わっていると言うことはできると
思いますね。はい、どうもありがとうございました。

谷委員。よろしいですか、先に――。

○山田委員

申し訳ないです。

○谷委員

いいです。どうぞ。

○山田委員

ちばMDエコネットの山田です。今の三浦さんの発言と関連して…。

事務局のお答えを聞いて私も安心したんですが、前回、手話通訳の研修ですか、その件をめぐって当事者団体の代表の三浦さんと事務局の間で、意見がちょつとかみ合わないところがあったように覚えております。そのこともちょっと気になっておりまして、当事者団体の意見を、やはりまずしっかり聞いていただく。そして、反映できるところは反映していただくということが、何より必要かなと思ひまして。今の事務局と三浦さんのやり取りを聞きまして大変安心はいたしました。また今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○渡邊委員長

はい。ありがとうございます。当事者の方々のご意見をしっかり聞いて、それを反映させるのはとても大事なことだと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、どうもすいません。谷委員、お願いいたします。

○谷委員

それじゃあ…。市民委員の谷と申します。よろしくお願いいたします。

まず、今月――明日か、明後日くらいになると思いますが――相模原の「やまゆり園」の事件が起こってから10周年になります。10周年に向けて、現地でさまざまな催し物があったり、あるいはその後に神奈川県が条例をつくったり、大きく前進をしているものもあります。あれから10年経っているわけですが、現状の評価としては「一進一退」の状況ではないだろうか…。「一進」というのは、特に船橋市もそうですけれど、国もそうですけれど、行政施策の面では、差別解消法が制定されたり、あるいは障害者計画も前進をしたりして、進んではありつつあります。しかしながら「退行」という面においては、ヘイトとい

うような、また新たな虐待、特に経済的虐待というものが進行して、非常にそういう面ではマイナス面も目立っています。

そういう意味で、今回のこの障害者計画は、当初、意識調査から出発して、当事者の思いを受けとめつつ、当事者の希望を明瞭にして“道しるべ”を打ち出していくということは、非常に計画の重要な使命ではないかというふうに私は考えています。事務局の方も同様だと思います。そういう面で、今回のレイアウト——最初のレイアウトに戻りますけれども——ちょっと付記するとですね、レイアウトについて、私も冒頭の委員の方と同じ考えです。なぜそういうふうに思っているかというと、やはり現状の取り組みと施策の方向が横にあって、あともう1本、施策の方向に向けての具体的な事業や、具体的な指標がほぼ記されていない。

本来なら、同じページの中で現状があって、施策があって、それにかかわる施策の“道しるべ”といたしますか指標というものを、3本構えで出すべきではないだろうかというふうに考えております。なかなか難しいのであれば、また今後の課題にさせていただきたいなというふうに思っています。

前回も私のほうで意見をしましたが、まず成果目標です。末尾にまとめた成果目標が、ほぼ障害福祉計画のサービス見込み量です。「福祉計画」と「障害者福祉計画」は、別の計画です。一体的に、障害福祉課が一体でつくっていますから、もちろん一体ということでそのとおりなんですけれども、位置づけとして「障害者計画」は、内閣府が所管の「障害基本計画」に基づく計画である。「障害者福祉計画」というのは、総合生活支援法に基づく福祉計画である。この成果目標は、ほぼ「福祉計画」に基づく見込み量である。「障害者計画」なので、本来なら障害者施策計画の目標、事業目標、あるいは指標を掲載すべきではないだろうか…。この成果目標の一括は難しいということであれば、各施策の中で、3本目で打ち出していくのが必要ではないかというふうに考えています。

そうした見込み量のために、ほぼ数量的な、量的な目標になっています。しかしながら「障害者施策計画」においては、本来は質の目標——例えば、「障害があつて、不自由な思いをしたとかいう人の割合」だとか、それをどのように挙げていくかとか。あるいは、「合理的配慮が、どの程度知られているか」とか、あるいは「インクルージブ教育について、賛同している人の割合」とか。そうした、障害者計画にかかわる施策目標を打ち出すべきではないだろうかというふうに、私は考えています。

それから、先ほどの三浦委員の前回のお話。末尾にご提案・ご意見があつたようですが、私にもかなり衝撃的なお話でした。三浦委員が手話について、研修について要望し、事務局は「個別的な対応はできません」ということでした。そのやり取りの中で、事務局の返答も含めて、言っていた趣旨は反映するんだという事

務局の回答でしたから、ある程度安心はしましたけども、しかしながら、あのような誤解とやり取りが起こるということは、やはり記載に包摂と言いますか、インクルージブな記載が不十分なのではないんだらうかと。もう少しインクルージブな記載を心がけていただいて、やり取りで対応するのではなくて、計画の中で「手話研修」という個別の掲載が難しいとのことであれば、そうした個別的な事項も包摂できるような、インクルージブできるような記載を心がけていただきたい。

なお、最も大きな大原則の中では、手話言語条例というのがあります。これは、調べたところによると、総武線では浦安・市川が制定をして、2025年・去年、千葉市でも制定をされています。船橋は、エアポケットになっている。まだ設定されていない。そういう意味で、基本的な方法としては、手話に限らず情報アクセスを提供する、整備する、そういう条例を定めるべきではないかというふうに考えています。すべてそれをこの計画の中で、目標や事業目標で出すということは、本来の理屈であれば、そのようなことは可能となるような文面を入れておいてはどうかというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

あと、3点目です。4ページの「国の障害者施策の動向」。これは何度も私はここで言いましたけれども、2026年・今年の6月に、国会で民法改正案——じゃなくて、改正されました。6月に改正されました。同時に、社会福祉法も改正されました。その民法改正の大きな内容としては、成年後見制度の大幅な見直しです。成年後見制度については、国連障害者権利委員会から、「本人・障害者当事者の意思を踏みにじるような内容が見受けられる」という指摘があった。これを受けて、政府は改正を推し進めてきたわけです。

内容として、後見人は廃止になりました。後見人・補佐人は廃止になって、補助人に一本化された。そういう意味で今回の計画では、現行あるいは従前の——施行はまだなので、現行という位置づけから言えば、まだ後見人が生きていることは生きていますけれども、やがて施行される。あと1～2年の間に施行されるわけですから、法改正がなったということを踏まえて、まず成年後見制度の文章を見直すべきであるというふうに考えています。

社会福祉法についても——日常生活支援事業ですが、これは社会福祉協議会が行うというふうになってきたわけです。これは改正されて、第2種事業になりました。そうすれば、どこでもできるわけです。指定を受ければ、どこでもできる。そういう意味で、「親亡き後」の対策も含めて第1種事業として普及をさせていくというような、2つの法の改正を受けた記載が必要ではないかというふうに考えてますので、よろしくお願いします。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

まず1つは、レイアウトのことですね。レイアウトのことでは、やっぱりできるだけ見やすく理解しやすい。そういう一覧性というか、パッと見てよくわかるような——とても重要なことだと思いますので、引き続きご検討いただきまして、お願いしたいと思います。

それから、先ほどありました手話のことについてもご指摘いただきまして、やっぱり手話の重要性ですね。とても認識が高まっていると思います。なかなか文言として難しいところもあるかも知れませんが、その方向性は重要であると思いますので、それを重視していくというのは、個人の必要としているコミュニケーションに関する合理的配慮ですね。それをしっかり提供していけるようにする。そういうようなことが読み取れるような、そういうところがとても重要だと思いますので、関係部局ともその旨をいろいろ共有していただければと思います。

それから、最後に言っておられた、国の動向、改定に伴う、それへの対応性というか…。今後、国のほうの方針が変わってくる可能性あるので、それに対して国の動向、施策の動向を踏まえて、それに対応していくということがわかるような何かですね。そういうところも——どういうふうに表現するか、ちょっとあれですが——そういうところが感じられるようなものですね。そういうところをご検討いただければと思います。

はい。ご意見等、ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○山田委員

山田です。たびたびすみません。幾つか、全体を見ながら感じたことを述べさせていただきます。

まず、「基本理念・基本目標」の16ページ。「ともに過ごすための環境の整備」というものを4行目に入れていただいたことは本当にうれしく、またこの計画を通底する、「ぜひやっていかなければならない、やっていこう」という意思が感じられる言葉だと思います。と申しますのは、ともに過ごすための環境の整備はどれだけ進んでいるか——あまり進んでいないと思います。

ともに過ごすというのは、障害のある人と障害のない人が、それこそ隣同士・隣人でも、また支援する側でも支援される側でも、さまざまな関係性で、すぐ隣にいて一緒に接し、そして自然に生活が流れていくという、そういうイメージ。私は、ともに過ごす、分け隔てられることのない共生社会というもののイメージを持っております。そういうふうに考えますと、まだまだ障害のある人とない人は分け隔てられておりますし、ともに過ごしたいと思っても、それが実現しない

ことも多々あります。そういう状況、そのほうがずっと多いんだという——。だからこそ私たちは、もっともっと、ともに過ごすための環境整備をやっていく必要があるんだということを、理念のところで入れていただいたことへの私の思いですし、そのことを皆様と共有できたらと思っています。

そのあと、同じページには——下のほうから6行目ですか——「情報へのアクセス」ということもあります。先ほど三浦さんがおっしゃった、また谷さんもおっしゃった、非常に大事なところですので、それが基本理念に書かれているということは、大変うれしいことだと思います。

この、「ともに過ごすための環境整備」ですが、できれば30ページの「施策の方向性」の下から2行目の、「交流を促進していく必要があります」等のところに、交流だけではなく、「ともに過ごすための環境整備が必要なのである」ということを入れていただきたかったです。でも、それはかないませんでしたけれども、ここでまたさらにそれを申し上げることによって、ここにいらっしゃる委員の皆様、事務局の皆様とその思いを共有できればと思っています。

あと、インクルーシブということが——。64ページですけれども、「障害のある子供への支援の充実」というところで、療育支援課、地域子育て支援課等のところ。(3)「障害のある子供への支援の充実」の1「療育支援体制の整備」。そのこのところの取組内容の4行目に、「インクルーシブな地域環境の整備を進めます」というふうに入っていることも、大変喜ばしいことだと思います。これが地域で実現していくように願っております。以上です。

○渡邊委員長 はい、ありがとうございます。

そういうふうに、議事録としても、それはとても重要であるということが伝わりますので、どうもありがとうございました。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。はい。じゃあ、お願いいたします。

○佐藤委員

船橋市手をつなぐ育成会の佐藤でございます。

103ページなんですけれど、(2)「教育環境の整備」の1のところ。特別支援学校のセンター的機能というところですが、ここの左側のページで1、2、3行目。「特別支援学校コーディネーターや臨床心理士、言語聴覚士による」というところなのですが、ここに、もしできることであれば、理学療法士や作業療法士という方も入れていただきたいなと思います。

多分、理学療法士・作業療法士と言うと、肢体不自由児に対するとされているかもしれませんが、実は知的、発達障害児にとっても大事な支援でありまして——。人それぞれの手の動かし方、足の動かし方ということも、実は大事な

教育の1つになると思いますので、小さいときからそういう専門家に動かし方・使い方の指導をしていただくということが非常に大事なことでありまして…。それが、やはり大人になるまで継続してもらえるといるところが、本人にとって非常に世界が広がるということになりますので、できることであればそのような施策も、付け加えていただけたらありがたいなと思いました。

あと、インクルーシブ教育というところで、やはり障害児(者)がインクルーシブということに対して、例えば「移動支援を使って、社会に出て行きましょう」とか…。要は障害者側から社会に向けて発信していこうみたいなイメージをとらえたのですけれども、理解をしていただくためには、それも1つ大事なことでと思います。

ただ一方で、学校の教育現場においても、逆にインクルーシブ教育として、例えばそういう障害児に接する機会とか、障害者の施設に出向いて体験をしていただいて、「実はすごく身近に、いろんな方がいらっしゃいますよ」。そして、「障害者にとって住みよい環境というのは、必ず私たち健常者にとっても住みよい環境なんだ」というような、そういった発信をしていただけるとうれしいなというふうに感じました。はい、以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

先ほど山田委員からもご指摘ありましたけれども、やっぱり理解啓発。周囲の理解を進めていくことの大切さという、そういうところがとてもやっぱり重要であると思いますので、それが伝わること。それを伝えていくことの大切さ。そのための取り組みの大切さ。それがとても、かかわる人たちみんなに理解される。より一層しっかり理解されるということが重要であるというように考えて…。はい、どうもありがとうございます。

ほかに、ご意見等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

○谷委員

谷です。どうぞよろしくお願いします。

先ほどから皆さんのご意見をおうかがいするとですね、この計画の基本理念の、基本理念中の基本理念と言いますか、エキスとなる考え方っていうのは、やっぱり「インクルーシブ」じゃないかというふうに思います。「インクルーシブ教育」、あるいは「インクルーシブな就労」——ともに働くということですから。我々とともに学ぶ、ともに働く、共に暮らす。

このインクルーシブは、この計画の基本理念中の基本理念ではないかというふうに考えますので、そのことが非常に強調できるような、何か方策がないのか。

自分も考えていきたい、あるいは皆さんからも考えていただきたいと思いますが…。この計画の基本理念中の基本理念は、インクルーシブであると。まあ、その直接的な表現はどうかと思いますが…。どうかと思いますが、強調できるような言い回しがないかどうか、ご検討いただければというふうに思います。

それから、ここの中でその考え方を進めると、先ほど来お話をしているように、現在すでに第6次障害者基本計画の議論がなされています。その中では、先ほど言った量的な面にとどまらず、質的な面が障害当事者団体からも多く寄せられています。

例えば、グループホームです。グループホームは非常に重要な役割を果たしていると思いますし、今回の計画でも、船橋市はグループホームに補助金を出します、継続しますと——。それはそのとおり賛成ですので、もちろん賛成ですが、すでに大きな流れとしては、グループホームについても地域移行のステップであると——。前回の報酬改定の中で、グループホームから退所したあとにも加算、報酬をつけていく。6カ月ですが。これは今後の改定でも、さらに継続・拡充されていく。そして、グループホームは地域移行のワンステップである。ステップであると——。

その中で当事者からの意見では、大規模グループホームは抑制すべきであるという意見が出されています。大規模グループホームは、施設と変わらないんじゃないかと。小規模や中規模、あるいは定員20人以上という指導がなされていますが、「定員20人以上のグループホームは、抑制をする方向ではどうか」というような意見も出されています。グループホームは近年、不正支給・不正受給が非常に多発しています。そういうことで、質的な面も含めて、地域移行とグループホームをどう結びつけていくかというような方向を、記載していたらと思います。

あるいは、SDGsの問題ですが…。SDGs——第1回か第2回のときに出され、その後、各論の中では、ほぼ記載や掲げたページがないですが…。まずSDGsの目標というのは、各論の中でどのように関連していくのかということとを本来位置づけして、さらに具体的に打ち出すべきではないかというふうに考えています。

これは、例えば直近の報道では、民間企業が、「供給網の人権デューディリジェンスを、世界的に行うんだ」と。グローバル企業として——これは日本に本社がある企業ですから——人権デューディリジェンスをやりますと打ち出していますので、就労面において人権デューディリジェンスというような考え方でチェックしていく。「ブランドC」のCをしていくということが適切ではないかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

ただいま、この計画でとても大事なものは、インクルーシブ理念がしっかり浸透していく、それが実現されていくということが大事だというふうにおっしゃっていただきましたけれども——。この中の 16 ページですね。この 16 ページがとても重要で、この基本理念の一番最初に四角で囲ってあって、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現…」そういうふうに書かれておりますので、これがとても重要なことだと思うんですね。これがやっぱり、インクルーシブな社会を目指し、実現していくということですね。

これを——今も大きいフォントで、四角で囲んでいただいていますけれども——さらに色で、カラーで目立つように、「インクルーシブなことを、みんなが理解していただくことが大事なんですよ」という、それをやっぱりみんながそれを理解して、実践していくということがとても大事なんですということを、より見てわかるようにレイアウト等をひと工夫していただけたらと思います。

ほかに、ございますでしょうか。ご意見…。はい、どうぞ。

○山田委員

山田です。

35 ページの「行政等における配慮の充実」というところで、「1. 障害及び障害のある人への市職員の理解促進」。これは、ほんとにおかげさまで、船橋市が平成 28 年に策定したというところから取り組んでいただいているもので——私の記憶違いかもしれませんが——平成 28 年に、この要領を作成するという呼びかけを当時の障害福祉課長からいただき、それを船橋市で活動する当事者団体の相当な数の人に呼びかけて、「もう時間がないんで、申し訳ないけれどもこの日に、数日後に集まってくれないか」ということで伺った覚えがあります。

その中で、素案はできておりましたけれども、そこに当事者団体からの意見を課長が全部吸い上げていただいて、そしてこの「対応要領」を策定していただいたという経緯を思い出します。それをその後、活用しながら、障害のある人のチャレンジ雇用とか、いろいろな形に活用されているこの要領だと思いますが…。それと、それから差別解消法についての研修も実施してくださるということで、職員の方自身が理解を深めなければいけないという方向性を、船橋市が出してくださっているところが大変素晴らしいと思います。

それで、これがどのように記載されるかということなんですが。このとおりですと、取組内容は、この「全庁的な取り組みを行います」の 1 行ですかね。何かちょっと現状に比べて、取組内容が寂しいような感じがするんですけれども…。

その取組内容の記述のほうに、また具体的にどんな…皆さんの理解促進の研修を進めていくだとか、そういうことを書き入れていただけたらいいなというのが、この1の(3)のところでございます。もう変更はないとは思いますが、もしもできることでしたら、具体的なことを取組内容にも入れていただきたいというお願いです。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。これに…。ああ…。

○佐藤委員

すいません。はい、佐藤です。

○渡邊委員長

はい、どうぞ。

○佐藤委員

今の山田さんのご意見のところにちょっと…。別に文言にしなくてもいいんですが、その取組内容で、「障害及び障害のある人への理解を図り…」というところに、そこへ至るまでの親の気持ちに対する理解とか、配慮というものを1つしていただけると…。例えば窓口に行ったときに、心無い発言をされる——それは別に、職員の方がそう思っているわけじゃないんだけれども、やはり親にとってはちょっとショックな回答があったりとかっていうことがあるので…。

結論は変わらないにしても、やはり言葉を選ぶとか、そこまで苦勞してきた親に対して、「やっとたどり着いた、ここ」っていうところの思いがあるので、できれば研修の中でも、その親や関係者に対する気持ちをなるべく理解・共有するような姿勢というものを研修していただけるとうれしいなというふうに思います。はい、以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。とても大事なことだと思います。

やっぱり支援に当たる方々、あるいは周りにいらっしゃる方々が、当事者・ご家族の気持ちに寄り添って対応していただくということが、とても大事だと思いますので…。そういうことの重要性が、この「理解促進」という短い中に含まれているという…。一層当事者の心に沿った取り組みをしていただくように、そういうのを含めた意味が入っている研修ということになるかと思います。はい、ありがとうございます。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

○清水委員

ふらっと船橋の清水です。お世話になります。

事務局からご説明していただいた内容について、私のほうでは理解はしています。その中で、他の会議体でも少しお話しさせていただいていますけれども、2ページの図の中にいろいろな計画があるのを改めて確認して…。他の計画等も、去年「こども計画」も策定されていますし、他の計画も、かいつまんでしか見てはいませんが…。

何が言いたいのか——この計画間の連動がどうなのかというところですかね。それぞれ個別計画で、きちんと計画を立てられるのはいいんですけども、その計画ごとに、文言に触れている部分が本当に一部の抜粋的なものでしかなくて、「いや、これだけじゃないよね」と…。そこに書き込めないのはわかるんですけども、「じゃあどうする」というところ。やっぱり、いくつもある計画の——さらにこれからまた増えていくのかもしれないですけども——連動性をどう考えるか。整合性はわかります。ただ、連動性については不透明な部分があるので、今後こういったところの記載という部分をどのようにしていくのかというのを、一度ご検討いただければなというふうに思っております。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

本当にいろいろな…やっぱり今お話しいただいたように、いろいろ複雑なこと、それから難しいことがどんどん出てきて、それに対して対応していかなきゃいけないということがあるので…。いろいろな関係部局もそうだし、いろいろな施策もそうですけれども、いろいろな施策間での連携ですね。そこがとても大事になってくる。いろいろなところがコミュニケーションを取って、協力して、解決の方向に取り組んでいく。そういうことがとても大事だと思います。

なかなかそれを、こういう個々の計画の中に盛り込むというのは難しいかもしれませんが、「そういうことが重要である」というご指摘をいただきましたので、これから実行する中で、「いろいろなことに対応していくために、連携が重要である」ということを共通理解してやっていく必要が重要であるというご意見として、とても重要であると思います。ありがとうございます。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

○谷委員

すいません。念のためということでお話しさせていただくとですね…。

最初に私が出さなかった件があるんですが、「やまゆり園」の加害者の言葉です。この言葉を読むと、端的に言うと、「障害者は周囲を不幸にする」——これは加害者の言葉です。障害者は周囲を不幸にする。だから、亡くなったほうがいいんだと…。まさにこれは決めつけであり、バイアスであり、偏見である。冒頭、私が言ったんですよ。「このバイアスと偏見が、今も生きているんじゃないか」と。障害者は周囲を不幸にすると…。

この行政施策を含め、社会的使命は、この偏見・バイアスを取り除いて、むしろ障害者と一緒に働き、一緒に学び、一緒に働くということが、自分の成長にもなっていく。「障害者が周囲にいれば、自分は成長する」というメッセージを、きちんと打ち出していくということが重要ではないかと。時間がなくなりますので、あえてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

やっぱり周囲の者がしっかり理解して、そういうところ、理解啓発を進めていくことの大切さというのをご指摘いただいたと思います。それでは、そろそろこの…。

○稲見委員

よろしいですか。

○渡邊委員長

はい、どうぞ。

○稲見委員

船橋リハビリ友の会の稲見と申します。

今の谷委員のお話と同じように、実は社会の中に、まだ障害者に対する差別がかなり残っていると思います。この計画自体は、障害者の方の施策について詳しく書いてあるものだと思うんですけども、その中で、徐々にではあるけれども、社会を少しずつ住みやすいところにしていかないといけないので、そこら辺のところを少し…。色を変えるとか、十分に配慮していただいて、ほかの方に少しずつ——ここにいる皆さんの中からでもいいから、社会を少しずつ変えていけるような、そんなところに落としていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。

やっぱり、社会全般の理解が進むということがとても大事ですので、さっきの、この16ページの、これがとても大事ですね。これをやっぱりたくさんの人に理解してもらうように、もしくはわかってもらうように、それを——先ほども出しましたけれども、色とかですね。ちょっとここでカラーを少し使うとか、より一般の人にもわかりやすく、いろいろレイアウト等を工夫していただければと思います。

そろそろ…はい、はい。

○山田委員

たびたび申し訳ありません。山田です。

特にこの障害者施策に関する計画とは関係ないんですけども、今年の3月1日の『広報ふなばし』に、市長の「平和都市宣言」というものが載っていました。そして、7月1日付の『広報』でも、この平和都市——アンデルセン公園のモニュメントが、“平和を呼ぶ像”であるということも書かれておりました。この平和というのが、私たち障害のある人たちにとって、どれだけ大事かということを感じております。

平和は、もちろんすべての市民にとって、なくてはならないんですけども、それと同時に障害のある人にとって、とりわけなくてはならないものだと思います。それは、平和な、平凡な日常生活の大切さ。これが本当に計り知れないものだと思います。それが戦争によって脅かされてしまいます。その意味で、この平和都市宣言を市長が高く掲げられたということは、本当にこの方針に私も深く共感するものですし、この平和都市が続いてほしいと——。この計画では触れられていませんし、その必要はないとは思いますが、この計画の基盤とも言うべきこの船橋市の施行方針の中に、平和都市宣言があるということが大変ありがたい、うれしく思われます。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

ちょっと、結構お時間も来ていますのでね。はい。それでは、議事の（１）のほうは以上としたいのですが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。とても重要なご意見をいただいたと思います。

■（２）今後の計画策定委員会について

それでは、次の議事（２）「今後の計画策定委員会について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（計画係長）

はい、ありがとうございます。では、議事の（２）「今後の策定委員会について」。お時間をいただきまして、ご説明いたします。

当初は、翌月にも策定委員会の開催を予定しておりましたが、今後の手続きと委員会でご確認いただく内容を整理した結果、次回開催は、パブリックコメント後とさせていただきたいと考えております。翌月の時点ではパブリックコメント前でございまして、市民の皆様等からご意見とか、それを踏まえた対応の考え方など、委員会として新たに全体確認を行う材料がまだ揃っていない段階でございまして、そのため、翌月に同じ段階で委員会を開催するよりも、パブリックコメント後に、寄せられたご意見の概要や対応の考え方を含めまして計画案全体をご確認いただくほうが、皆様にとっても確認のタイミングとして適切であると、私どもは今考えております。

つきましては、翌月に予定していた委員会につきましては開催を見送らせていただいて、次回はパブリックコメント後の、全体確認の場として開催をさせていただきたいと考えております。スケジュールの変更となりまして大変恐縮でございしますが、こちらは確認の機会を省略する者では全くございません。新たな意見聴取結果が整った段階で全体確認を行うための見直しとして、ご理解を賜りますようお願いいたします。議事の（２）「今後の計画策定委員会について」の説明は、以上でございまして。

○渡邊委員長

ご説明、どうもありがとうございます。今後そのようなスケジュールになるということです。どうぞよろしくお願いしたいと思います。それでは、以上で本日の議事事項を終わります。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

今回の第５次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会について、ご連絡をいたします。『第７回第５次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会』は、今申し上げましたとおり、令和８年１１月ごろの開催を予定しております。正式な通知と議題につきましては、後日皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。